○外務省令第三号

旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）及び旅券法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百二十三号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項並びに旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十六日

外務大臣　林　芳正

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	10,950	15,050	7,550	11,650	4,100	8,200	4,100	8,200	1,100	1,700
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	2,130,000	2,930,000	1,470,000	2,270,000	800,000	1,600,000	800,000	1,600,000	210,000	330,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	595,000	815,000	405,000	630,000	220,000	445,000	220,000	445,000	60,000	95,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	200	275	138	213	75	150	75	150	20	31
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	29,100	40,000	20,000	30,900	10,900	21,820	10,900	21,820	2,900	4,540
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,650	6,400	3,200	4,940	1,740	3,490	1,740	3,490	470	730
大韓民国	ｳｫﾝ	167,000	229,000	115,000	177,000	63,000	125,000	63,000	125,000	17,000	26,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	940	1,295	645	1,000	355	705	355	705	95	145
香港	香港・ﾄﾞﾙ	1,140	1,570	790	1,210	430	860	430	860	110	180
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	17,390	23,910	11,960	18,480	6,520	13,040	6,520	13,040	1,740	2,720
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	23,190	31,880	15,940	24,640	8,700	17,390	8,700	17,390	2,320	3,620
バングラデシュ	ﾀｶ	12,500	17,190	8,590	13,280	4,690	9,380	4,690	9,380	1,250	1,950
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	148	204	102	157	56	111	56	111	15	23
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	7,200	9,900	4,950	7,650	2,700	5,400	2,700	5,400	700	1,150
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	200	275	138	213	75	150	75	150	20	31
ベトナム	ﾄﾞﾝ	3,400,000	4,680,000	2,340,000	3,620,000	1,280,000	2,550,000	1,280,000	2,550,000	340,000	530,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	615	845	425	655	230	460	230	460	60	95
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	222,200	305,600	152,800	236,100	83,300	166,700	83,300	166,700	22,200	34,700
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	2,250	3,100	1,550	2,390	850	1,690	850	1,690	230	350
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	421,000	579,000	289,000	447,000	158,000	316,000	158,000	316,000	42,000	66,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	1,455,000	2,000,000	1,000,000	1,545,000	545,000	1,091,000	545,000	1,091,000	145,000	227,000